



被災中小企業者等 支援策ガイドブック

災害救助法適用地域（第1版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和2年7月6日
中小企業庁

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 2
<u>2. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付	P 3
(2) 信用保証制度（セーフティネット保証 4 号）	P 4
(3) 小規模企業共済制度の災害時貸付	P 5
<u>3. お問い合わせ先一覧</u>	P 6

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談ができるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和元年7月3日からの大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
- ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
- ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構九州本部、
- ・九州経済産業局

「3. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

2. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧を支援するために、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

支援内容

【金利】

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

（令和2年7月1日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

【貸付期間】

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

お問い合わせ先

「3. お問い合わせ一覧①②」をご覧ください。

2. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の100%を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「3. お問い合わせ一覧③」をご覧ください。

2. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 小規模企業共済制度の災害時貸付

小規模企業共済制度の災害時貸付の実施

令和2年7月3日からの大雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が原則として即日かつ低利で融資を行います。

対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- ①被災区域内にある事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

支援内容

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. お問い合わせ先一覧

①②融資に関するご相談	
①日本政策金融公庫	
熊本支店（中小企業事業）	096-352-9155
熊本支店（国民生活事業）	096-353-6121
八代支店（国民生活事業）	0965-32-5195
鹿児島支店（中小企業事業）	099-223-2221
鹿児島支店（国民生活事業）	099-224-1241
鹿屋支店（国民生活事業）	094- 42-5141
川内支店（国民生活事業）	0996-20-2191
②商工組合中央金庫	
熊本支店	096-352-6184
鹿児島支店	099-223-4101
③信用保証に関するご相談	
熊本県信用保証協会	096-375-2000
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271
④全般的なご相談	
熊本商工会議所	096-354-6688
八代商工会議所	0965-32-6191
荒尾商工会議所	0968-62-1211
人吉商工会議所	0966-22-3101
水俣商工会議所	0966-63-2128
本渡商工会議所	0969-23-2001
玉名商工会議所	0968-72-3106
山鹿商工会議所	0968-43-4111
牛深商工会議所	0969-73-3141
鹿児島商工会議所	099-225-9500
川内商工会議所	0996-22-2267
鹿屋商工会議所	0994-42-3135
枕崎商工会議所	0993-72-3341
阿久根商工会議所	0996-72-1185
奄美大島商工会議所	0997-52-6111
南さつま商工会議所	0993-53-2244
出水商工会議所	0996-62-1337
指宿商工会議所	0993-22-2473
いちき串木野商工会議所	0996-32-2049
霧島商工会議所	0995-45-0313
熊本県商工会連合会	096-325-5161
鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
熊本県よろず支援拠点	096-286-3355
鹿児島県よろず支援拠点	099-219-3740
中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5451